

平成29年9月19日

(お知らせ)

環境省有資格業者に対する指名停止措置について

<宮城県政記者会、東北電力記者会、東北専門記者会、同時発表>

環境省東北地方環境事務所は、本日、クリエイトテクノ株式会社に対して指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

<問い合わせ先>

環境省東北地方環境事務所 総務課

課長：種瀬、補佐：児島

TEL：022-722-2870

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

| 指名停止措置業者名 | 住所 |
|--------------|--------------------------|
| クリエイトテクノ株式会社 | 青森県弘前市大字中別所字向野 189番地3 |

2 指名停止措置期間：平成29年9月19日～平成30年1月18日（4ヶ月）

3 指名停止措置の範囲：東北地方環境事務所管内

4 事実概要

クリエイトテクノ（株）は、平成28年4月30日を審査基準日とする経営事項審査において、虚偽の貸借対照表に基づいて経営状況分析を受け、これをもとに得た経営事項審査結果をもって公共工事の入札参加資格申請を行ったとして、平成29年7月14日、青森県知事から30日間の営業停止命令の処分を受けた。

また、建設業法第11条第2項に規定する書類の提出についても虚偽の貸借対照表により作成した書類を青森県知事あて提出したとして、同日、指示処分を受けた。

5 指名停止措置理由

上記のことは、「工事請負契約等に係る指名停止等措置要領について」（平成13年1月6日付環境会第9号大臣官房会計課長通知）（以下「要領」という。）別表2第12号に該当する。

従って、本件については、4ヶ月の指名停止措置を行うものである。

指名停止等の措置要領別表2第12号

| 措置要件 | 期間 |
|--|--------------------------|
| （建設業法違反行為） 12. 当該部局が所管する区域内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。 | 当該認定をした日から 1ヶ月以上9ヶ月以内 |